

昨夏、シカゴ・デポール大学主催の第一回池田・創価教育国際会議において、私は「四権分立構想」について発表した。大学紛争下、国家が大学管理法による規制を強めた一九六九年、池田大作創価学会インタナショナル会長によって同構想が発表された。「四権分立」とは、司法、立法、行政に加え、教育にも自立性を保証することである。池田会長はその後の対談や講演でも、「教育国連」、教育審議機関としての「教育センター」の設置等、折に触れて教育の自立性の確保、すなわち「教育権の独立」について言及してきた。本稿では、国際学力調査結果から「教育権の独立」について考えたい。

二〇一五年度の国際学力到達度調査（PISA）における教育分権の国際比較データを見ると、責任の所在は、委譲内容によって異なっている。たとえば、日本における「学校資源配分」権限の多くは、地方行政機関が持っている（五二％）一方、「カリキュラムの決定」は、校長が最も重要な権限を持っている（六二％）。これは、経済協力開発機

「四権分立構想」と教育権の独立 島田健太郎

構（OECD）諸国平均と比較しても独特な状況である。OECD諸国平均を見ると、「学校資源配分」に関して最も大きな権限を持つ主体は校長であり（三九％）、「カリキュラムの決定」は教師が一番権限を持っている（四四％）。

私は、政府の意思決定権限を、OECD諸国平均のように学校や校長へたんに委譲すればいいと言いたい訳ではない。学校が特定集団の要求に応えることで、かえって本来優先されるべき子ども達の学習の機会を奪うこともある。むしろ、政府や学校が担う責任のバランスは、国や地域によって異なっても構わない。教育権の独立の為に重要なことは、「政府の過干渉」を防ぐ最適な仕組みを作ることである。その為にも、制度面での考察よりも、「教育権の独立」の理念に踏み込んだ考察・議論を優先すべきである。冒頭に示した国際会議は、多様な価値観の研究者が集い、四権分立構想の理念を洗練する「場」を提供してくれた。同構想の国際的な研究が今後さらに期待される。

（しまだ けんたろう／東洋哲学研究所委嘱研究員）